

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月19日  
 大阪地方裁判所岸和田支部  
 裁判所書記官 山 川 祥 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月 3日午前9時00分から 令和 8年 7月10日午後5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月17日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 7日 午前 9時50分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- 1 所 在 和泉市今福町一丁目  
地 番 643番9  
地 目 宅地  
地 積 117.05平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1
- 2 所 在 和泉市今福町一丁目643番地9  
家屋 番号 643番9  
種 類 居宅  
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
床 面 積 1階 52.99平方メートル  
2階 46.37平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1

## 物 件 明 細 書

令和 8年 3月 17日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 池 辺 幸

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

地役権 (設定登記 昭和36年9月25日第5765号)

原因、目的、範囲、要役地は、別紙地役権目録記載のとおり

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者 (共有者ら) が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

---

---

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません (訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- 1 所 在 和泉市今福町一丁目  
地 番 643番9  
地 目 宅地  
地 積 117.05平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1
- 2 所 在 和泉市今福町一丁目643番地9  
家屋 番号 643番9  
種 類 居宅  
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
床 面 積 1階 52.99平方メートル  
2階 46.37平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1



## 地役権目録

地役権 原因 昭和36年8月10日設定

目的 電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）  
すること及びその保守運営のための土地立入り、通行及び  
使用の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さか  
ら3・75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の  
築造並びに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い貯  
蔵・その他電線路に支障となる立竹木の育成等電線路に支  
障となる一切の行為の禁止

範囲 全部

要役地 泉北郡忠岡町高月243番4

以上

令和 7年(ケ)第 97号  
令和 8年 1月 9日受理  
令和 8年 2月 17日提出

## 現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 山内 恒雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- 1 所 在 和泉市今福町一丁目  
地 番 643番9  
地 目 宅地  
地 積 117.05平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1
- 2 所 在 和泉市今福町一丁目643番地9  
家屋 番号 643番9  
種 類 居宅  
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
床 面 積 1階 52.99平方メートル  
2階 46.37平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	和泉市今福町1丁目17番7号
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件 ) □ (物件 )
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者ら □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない 種類: □ある [ 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者ら □その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 □ある [ 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## その他の事項

## ■ 表札等の表示

表札の表示 所有者らの姓

## ■ 目的土地の現況について

- 1 概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、地積は概ね公簿どおりであると思われる。
- 2 目的土地は、目的建物の敷地となっている。
- 3 土地建物位置関係図のとおり、高低差が存在した。
- 4 和泉市役所で調査したところ、目的土地は建築基準法上の道路に接面している。
- 5 電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること等を目的とする地役権設定登記（原因：昭和36年8月10日設定、範囲：全部、要役地：泉北郡忠岡町高月243番4）がなされている。

## ■ 目的建物の現況について

- 1 形状は、概ね間取略図のとおりであった。
- 2 内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在した。
- 3 屋根にソーラーパネルが存在した。
- 4 壁紙に損傷が見られた。
- 5 経年によるものと思われる劣化、損耗が認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者A	<p>1 目的建物には、所有者らが家族とともに居住しています。目的土地、目的建物はどの部分も誰にも貸していません。</p> <p>2 目的建物新築から1年以内にソーラーパネルを設置しました。設置費用はローンで、支払いが残っています。目的建物はオール電化ではありません。</p> <p>3 目的建物内で小型犬を1匹飼育しています。</p> <p>4 犬の関係で壁紙が損傷している部分がありますが、他に目的建物には損傷や不具合はないと思います。目的建物に雨漏りはありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

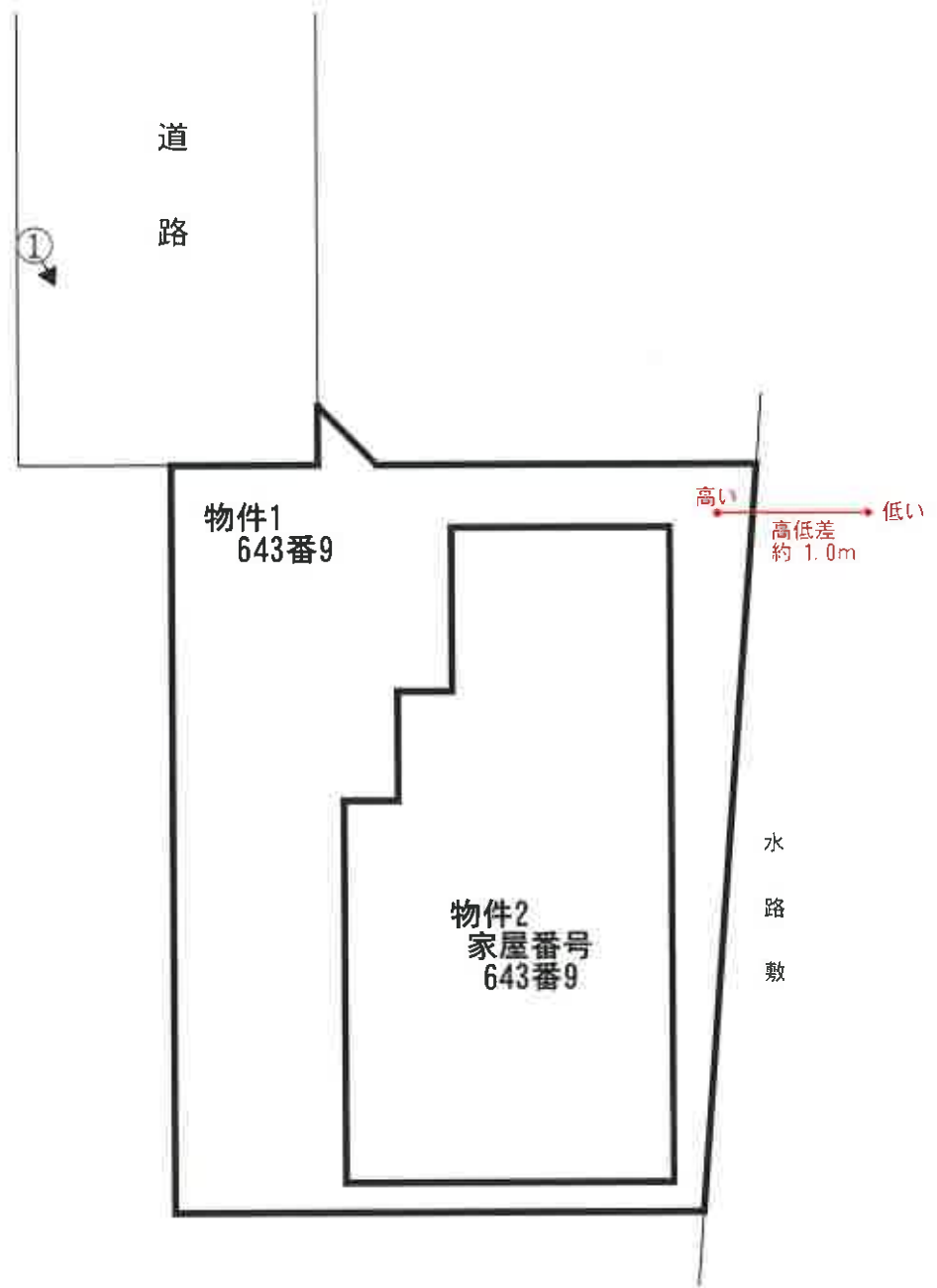
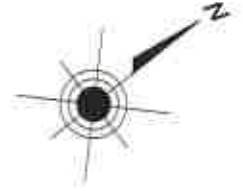
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 1月19日 10:10-10:18	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
8年 1月19日 10:35-10:50	和泉市役所	道路等調査
8年 1月19日 12:05-12:20	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
8年 1月21日 10:33-10:38	執行官室	所有者Aから電話
8年 2月 6日 8:50- 9:10	物件所在地	所有者A立会いのもと立入調査、評価人帯同
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、 を証人として立ち合わせ、解錠の上建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第97号

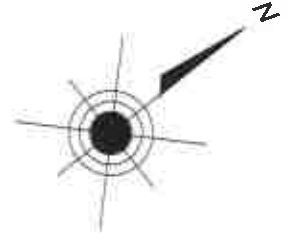
←○ 写真撮影位置方向



# 間取略図

令和7年（ケ）第97号

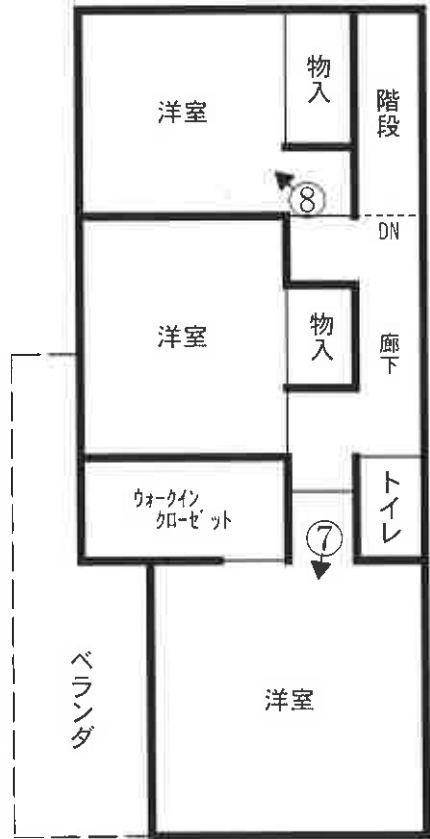
←○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



目的建物



①



②



③



④



⑤



⑥

壁紙の損傷

( 10 枚目 )



⑦



⑧

( 11 枚目 )

令和7年（ケ） 第97号

令和8年2月06日 現地調査

令和8年2月18日 評 価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書  
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中塚 新一

## 第1 評価額

一括価格	
金 12,830,000円	
内訳価格	
物件1	金 2,040,000円
物件2	金 10,790,000円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		
1	<p>・登記記録及び法務局備付けの公図、地積測量図等を基に実地調査を行い位置、規模、形状等が概ね符合することを確認した。</p> <p><b>【地役権の設定】</b>            目的土地（物件1）には、以下の地役権が設定されている。            （原因） 昭和36年8月10日設定            （目的） 電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立入り、通行及び使用の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の築造並びに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い貯蔵・その他電線路に支障となる立竹林の育成等電線路に支障となる一切の行為の禁止            （範囲） 全部            （要役地） 泉北郡忠岡町高月243番4</p>		
2	<p>・登記記録及び法務局備付けの建物図面等を基に実地調査を行い用途、規模、構造等が概ね符合することを確認した。</p>		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	J R 阪和線 和泉府中 駅 南東方 道路距離 約2,500m (別添「位置図」参照) 最寄バス停 南海バス 寺門 停留所 南西方 道路距離 約500m	
付近の状況	中小規模戸建住宅のほか駐車場や畑等も見られる既存住宅地域	
主な公法上の規制等  (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、日影規制
画地条件	規模	117.05㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	北西側間口約2.45m・奥行約12.47m
	高低差等	概ね平坦地
接面道路の状況	北西側	幅員約4.9m舗装市道 (建築基準法42条1項1号)
	接道状況	中間画地、概ね等高接面
土地の利用状況等	現況	一般住宅(物件2)の敷地
	南東側	一般住宅
	南西側	一般住宅等
	北西側	道路及び一般住宅
	北東側	水路敷
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
<small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場の確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>		
土壌汚染等	不動産鑑定士による独自調査の結果、公的資料、過去の地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の存在を示す端緒は認められなかった。但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	1. 隣地の水路敷と高低差がある(後付「土地建物位置関係図」参照) 2. 目的土地の上空には高圧電線が架設されており、当該電線路の設置及び保守運営を目的として地役権が設定されている。 3. 北西側接面道路は行き止まり道路である。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 令和3年10月4日新築
	経過年数	約4年
	経済的残存耐用年数	約26年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	合金メッキ鋼板ぶき
	外 壁	サイディング 等
	内 壁	クロス貼 等
	天 井	クロス貼 等
	床	フローリング 等
	設 備	電気、給排水、衛生 等
	その他	屋上に太陽光パネル、建物外壁にガス給湯暖房機を設置
床面積 (現況)	延 99.36㎡ 増築はなく、登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	3LDK+ウォークインクローゼット
品 等	中位	
保守管理の状態	普通。特記事項(5)を除けば、経年相応の劣化・損傷が認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり。	
特 記 事 項	<p>(1) 建築確認 (あり)、検査済証 (あり)</p> <p>(2) 目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>(3) 設備等の稼働の状況を確認したものではない。</p> <p>(4) 室内にて小型犬 (1匹) を飼育。動物臭は感じられなかった。</p> <p>(5) 1階玄関付近の内壁を中心に、小型犬によるものと思われる損傷が認められた。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	55,300	0.95	117.05	0.95	5,842,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 和泉-11

公示価格等 67,700円/㎡ × 時点修正 100.0/100 × 標準化補正 100/102 × 地域格差 100/120 = 標準画地価格 55,300円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.02 方位+2	1.00	1.00	1.00	1.02

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
1.04 幅員+2 系統・連続性+2	1.00 駅接近性±0	1.15 居住環境+15	1.00	1.20

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.01 方位+1	1.00	0.95 間口狭小▲5	0.99 上空高圧線▲1	0.95

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	170,000	99.36	0.74	12,499,000

ウ 現価率

経過年数 約4年  
 経済的残存耐用年数 約26年  
 観察減価 15%  
 残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}26\text{年} / (\text{経過年数}4\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}26\text{年}) \} \times (1 - 0.15)$$

$$= 0.74$$

※観察減価は維持管理の状態及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)  ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		イ		
1	5,842,000	0.50	法定地上権	2,921,000
合計				2,921,000

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	共有持 分割 割合 ウ	占有 減価 エ	市場 性修 正 オ	競売市 場修正 カ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) キ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ク [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ × キ]
1	5,842,000	- 2,921,000	1/1		1.00	0.70		2,040,000
2	12,499,000	+ 2,921,000	1/1	1.00	1.00	0.70	0	10,790,000
一括価格 (合計)								12,830,000

ウ 共有持分割合

登記による。

エ 占有減価

本件の場合不要。

オ 市場性修正

以下の減価要因を考慮し、市場性修正率を 1.00 と査定した。

- ・ 本件においては、特になし。

カ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

キ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示 和泉-11

所 在 : 和泉市今福町1丁目150番106  
価 格 : 67,700円/㎡  
位 置 : JR阪和線 和泉府中 駅 南東方 約2,300m (道路距離)  
価格時点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 84㎡  
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水  
接面街路 : 南西 6.6m 道路  
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 法22条区域  
地域の概要 : 戸建住宅を中心に事業所等も見られる住宅地域

### 2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件 1 : 2,302,724円  
物件 2 : 7,674,190円

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

令和 7年 (ケ) 第 97号

## 物件目録

- 1 所 在 和泉市今福町一丁目  
地 番 643番9  
地 目 宅地  
地 積 117.05平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1
- 2 所 在 和泉市今福町一丁目643番地9  
家屋 番号 643番9  
種 類 居宅  
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
床 面 積 1階 52.99平方メートル  
2階 46.37平方メートル  
共有者 A 持分10分の9  
共有者 B 持分10分の1





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 和泉市今福町一丁目				地番	643番9	
出縮	方尺 不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月10日  
大阪法務局岸和田支局  
登記官

請求番号：26-1  
(1/1)

登記年月日：令和2年10月1日

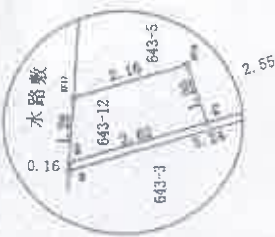
地積測量図

地番 643-5、643-8乃至643-1

土地の所在 和泉市今福町1丁目

①/3

拡大図S=1/100



境界線の種類

①	地
②	全
③	界
④	線

縮尺 1/250

申請人



令和2年9月30日(第2)

作成者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年11月10日 大阪法務局岸和田支局

登記官

登記年月日：令和2年10月1日

地番 643-5, 643-8乃至643-13 地積測量図

土地の所在 和泉市今福町1丁目

陸揚測量表

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-5	KF17	94.033	103.883	2.16	KF16
	KF16	92.117	102.876	1.20	KF2
	KF2	92.886	101.816	2.55	KF4
	KF3	90.424	100.619	2.50	KF4
	KF4	88.184	99.489	3.43	KF25
	KF25	84.789	98.987	11.01	KF24
	KF24	76.776	107.541	8.44	KF10
	KF10	82.567	113.694	3.26	K2
	K2	85.121	111.643	11.81	KF17
			倍面積	251.449883	
		面積	125.7249465		

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-8	KF10	82.567	113.694	8.44	KF24
	KF24	76.776	107.541	13.55	KF27
	KF27	66.912	116.840	1.41	KF5
	KF5	66.871	118.250	6.33	KF9
	KF9	71.215	122.856	5.00	K3
	K3	75.074	119.875	9.59	KF10
			倍面積	227.820137	
			面積	113.9100685	

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-9	KF14	61.476	130.716	4.54	K21
	K21	65.067	127.928	2.96	KF5
	KF5	71.215	122.858	6.33	KF8
	KF8	66.871	118.250	1.41	KF27
	KF27	66.912	116.840	0.99	KF28
	KF28	66.187	117.524	2.45	KF22
	KF22	64.506	115.741	12.47	KF26
	KF26	55.427	124.300	8.81	KF14
		倍面積	234.145850		
		面積	117.0729250		

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-10	K20	53.379	137.002	10.25	KF14
	KF14	61.476	130.716	8.81	KF26
	KF26	55.427	124.300	12.47	KF22
	KF22	64.506	115.741	2.45	KF21
	KF21	62.824	113.957	6.15	KF15
	KF15	62.721	113.847	18.90	J5
	J5	48.966	128.815	3.54	J4
	J4	50.208	130.140	7.55	K20
			倍面積	250.576835	
			面積	125.2884175	

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-11	KF1	95.003	103.049	0.16	K9
	K9	95.124	102.944	5.24	K10
	K10	90.493	100.486	4.90	A2
	A2	86.116	98.278	1.83	A3
	A3	84.467	97.463	3.09	KF19
	KF19	81.749	96.116	26.00	KF21
	KF21	113.957	113.957	2.45	KF22
	KF22	64.506	115.741	2.45	KF28
	KF28	66.187	117.524	0.99	KF27
	KF27	66.912	116.840	13.55	KF24
	KF24	76.776	107.541	11.01	KF25
	KF25	84.789	99.987	3.43	KF4
	KF4	88.184	99.489	2.50	KF3
	KF3	90.424	100.619	2.55	KF2
	KF2	92.680	101.816	2.62	KF1
			倍面積	270.932783	
			面積	135.4763915	

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-12	KF17	94.033	103.883	1.28	KF1
	KF1	95.003	103.049	2.62	KF2
	KF2	92.680	101.816	1.20	KF16
	KF16	92.117	102.876	2.16	KF17
			倍面積	5.760153	
		面積	2.8800765		

地番	No.	Xn	Yn	辺長	点間
643-13	KF19	81.749	96.116	0.16	K23
	K23	81.695	96.044	25.95	KF15
	KF15	62.721	113.847	0.15	KF21
	KF21	62.824	113.957	26.00	KF19
			倍面積	7.842653	
			面積	3.9213265	

合計 624.2581020  
令和2年9月11日測量

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和7年11月10日 大塚法務事務所 田崎孝典

登記官

作成者

申請人

新尺

(作成) 和泉市地籍課第七室

登記年月日：令和3年10月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年11月10日 大阪法務局岸和田支局 登記官

建物図面  
各階平面図

家屋番号	643番9
建物の所在	和泉市今福町1丁目643番地9

各階平面図

1 階



求積表

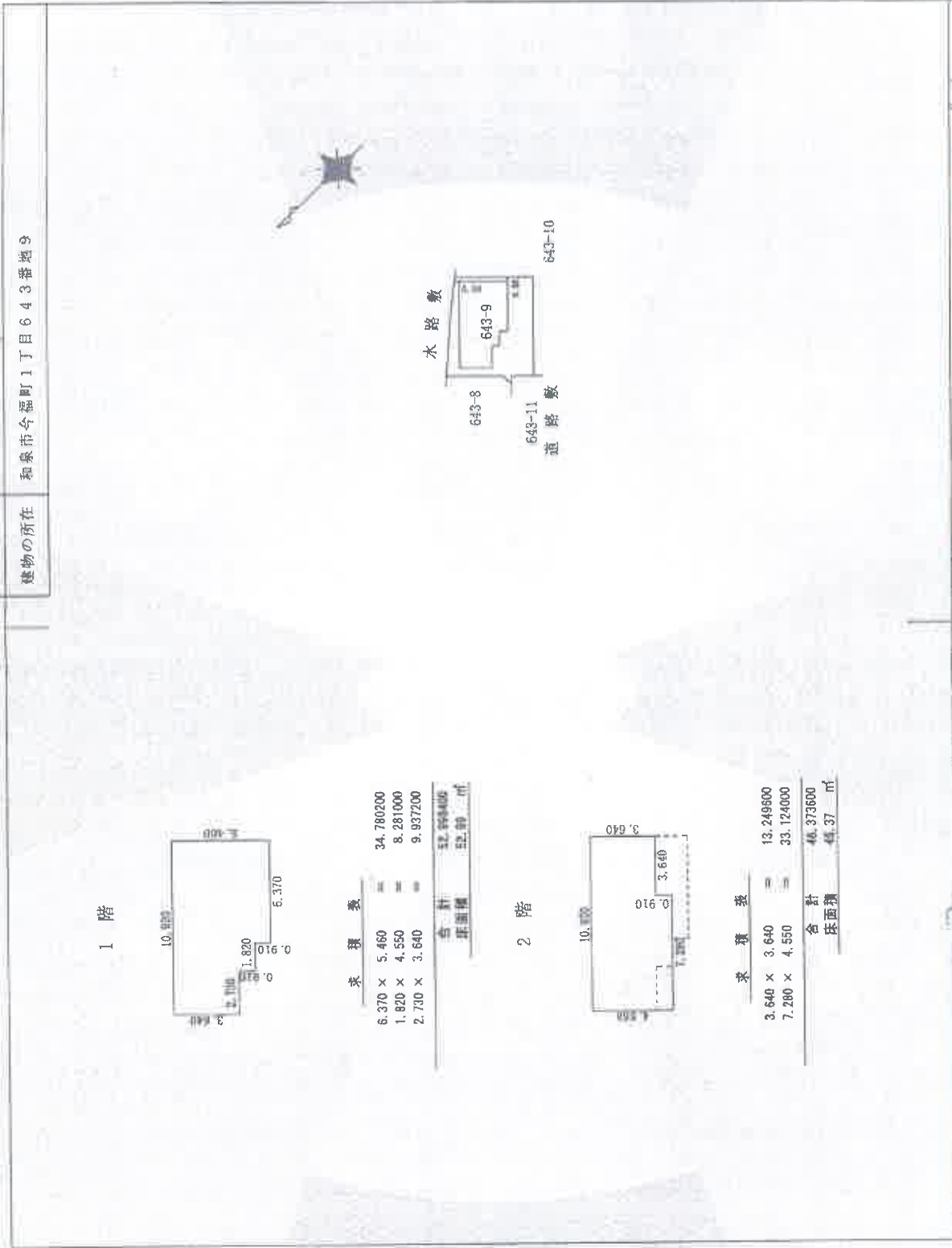
6.370 × 5.460	=	34.780200
1.820 × 4.550	=	8.281000
2.730 × 3.640	=	9.937200
合計		52.998400
床面積		52.99 m <sup>2</sup>

2 階



求積表

3.640 × 3.640	=	13.249600
7.280 × 4.550	=	33.124000
合計		46.373600
床面積		46.37 m <sup>2</sup>



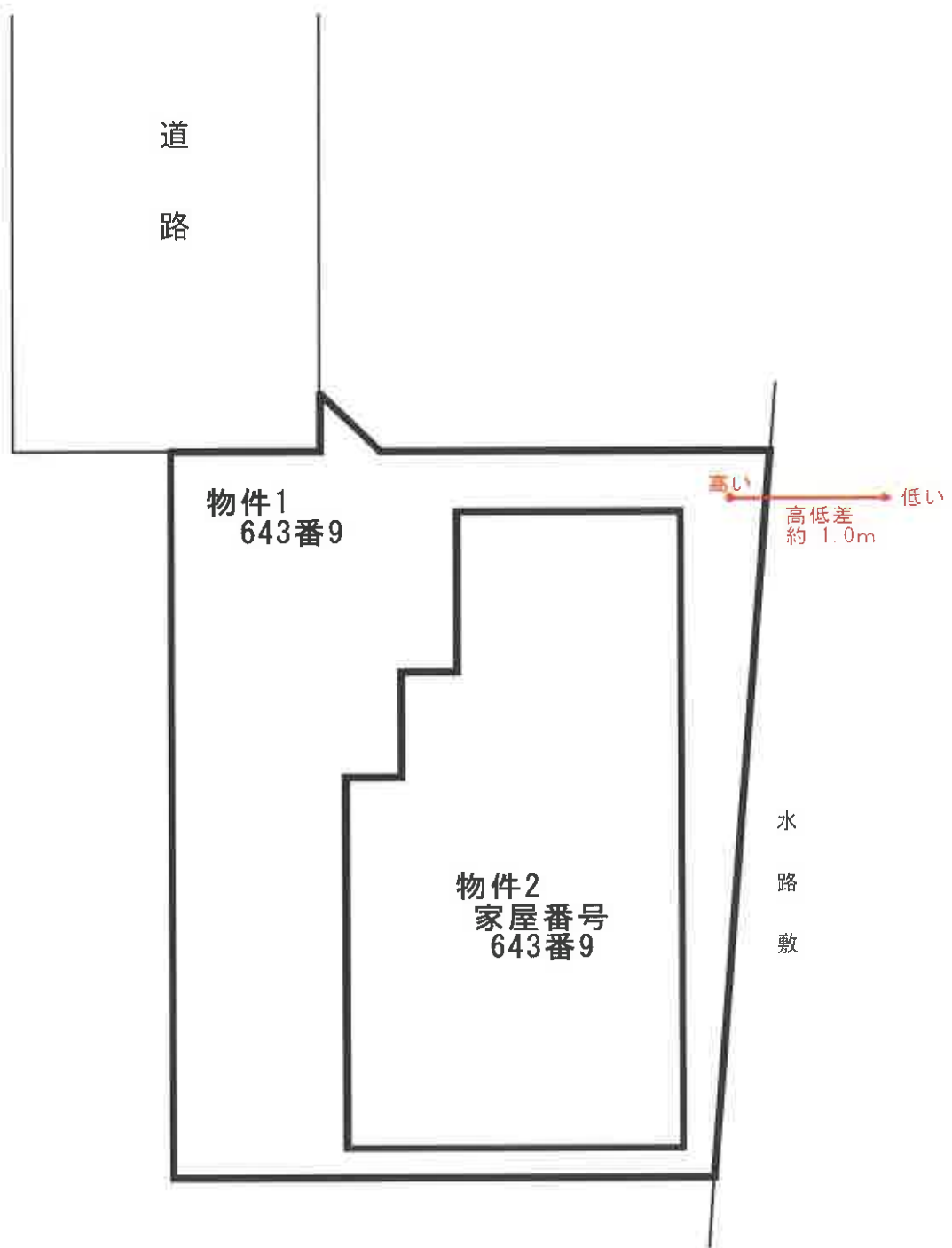
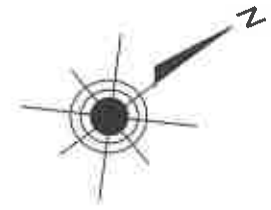
作成者 [Redacted] 年 10 月 9 日(作成)

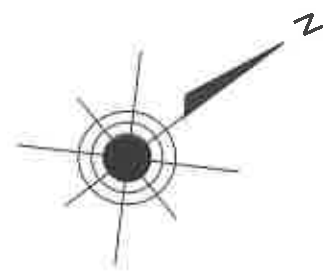
縮尺 1/500

縮尺 1/100

申請人 [Redacted]

種尺 500





1階平面図



2階平面図

